

高知県 3D 都市モデル整備委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 事業名

高知県 3D 都市モデル整備委託業務

(2) 業務の目的

本業務は、国土交通省が取り組む「Project PLATEAU」に参画し、高知県の様々な都市計画決定情報や土地利用、災害リスク情報等を統合する情報基盤として国土交通省が策定する標準仕様に準拠した 3D 都市モデルを整備することで、高知県におけるまちづくりのデジタル・トランスフォーメーションを実現することを目的とする。

(3) 事業内容

3D 都市モデルの整備及び災害リスクの可視化

※詳細は別途「高知県 3D 都市モデル整備委託業務説明書」に定める。

(4) 履行期限

令和 8 年 3 月 25 日

2 見積限度額

「高知県 3D 都市モデル整備委託業務説明書」の「4 業務内容（1）から（3）」にかかる費用の見積限度額

10,000 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、随意契約の相手先となる候補者（以下「候補者」という。）及び次点者を選定するために「高知県 3D 都市モデル整備委託業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会は、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、候補者と次点者を選定する。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しない。

候補者と高知県は、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行うものとする。この交渉が整った後に、随意契約する。5 日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者と改めて交渉を行う。（業務の実施に際しては、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。）

5 資格要件

この業務に参加できる者は、次の要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく特定債務等の調整に係る調停

の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に知事が別に定める手続により高知県測量建設コンサルタント等競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。

- (3) 高知県建設工事指名停止措置要綱（平成 17 年 8 月高知県告示第 598 号）又は指名回避措置基準要領（平成 17 年 8 月 25 日付け 17 高建管第 223 号）に基づく指名停止等の措置の対象となっていないものであること。
- (4) 本社及び支社、営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規定第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 令和 2 年度以降に、元請けとして次の要件をすべて満たす一契約の業務の完了・引渡しを完了した者であること。
 - ア 業務の発注者が国又は地方公共団体であること。
 - イ 受注形態が単体又は出資比率が 20%以上の共同企業体であること。
 - ウ 国土交通省都市局の ProjectPLATEAU に準じた 3D 都市モデル整備又は更新業務
- (7) 令和 7 年度高知県測量建設コンサルタント等入札参加資格（土木関係建設コンサルタント業務「測量」及び「都市計画及び地方計画」）を有すること。
- (8) 高知県内に契約可能な本店、支店または営業所を有すること。
- (9) 次の要件を全て満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。
 - ア 測量士の資格を有するもの
 - イ 技術士もしくは RCCM の資格を有するもの。但し、技術士もしくは RCCM の選択科目は「河川・砂防及び海岸・海洋」または「都市計画及び地方計画」のいずれかとする。
 - ウ 参加申込者に雇用されている者であること。
 - エ 過去 5 年間（令和 2 年 4 月 1 日から）で、3D 都市モデルに関連する業務（構築・活用等）の実績を有する者であること。
- (10) このプロポーザル方式及びその後の委託契約の締結について、不正又は不誠実な行為をしないことを誓約できる者であること。

6 参加申込及び資格要件の確認

(1) 提出書類、様式及び提出部数等

別途「高知県 3D 都市モデル整備委託業務公募型プロポーザル参加申込書作成要領」に定める。

(2) 参加申込

ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）もしくは F A X、電子メールによる受付とする。F A X、電子メールの場合は、電話により着信を確認すること。

イ 提出期限

令和 7 年 6 月 9 日（月）午後 5 時まで（必着）

ウ 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

高知県土木部都市計画課（担当 武本、國方）
電話 088 (823) 9846 FAX 088 (823) 9036
E-mail 171701@ken.pref.kochi.lg.jp

(3) 資格要件の確認

高知県土木部都市計画課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認する。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和7年6月13日（金）までに申込者へ電子メールにて通知する。

(4) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち、資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及びその理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。

イ 知事は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により回答する。

7 説明会

(1) 日時

令和7年5月29日（木）14時

(2) 開催方法

WEB（zoomを使用）

(3) 対象者

本業務の参加資格を有する者のうち、希望者を対象に説明会を行う。

8 質疑と回答

(1) 提出書類、提出方法

質疑は、別紙様式-1により持参、又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る）もしくはFAX、電子メールによる受け付けとする。FAX、電子メールの場合は、電話により着信を確認すること。

(2) 質疑と回答

質疑と回答の内容はホームページにより通知する。

(3) 提出期限

令和7年6月20日（金）午後5時まで

(4) 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県土木部都市計画課（担当 武本、國方）
電話 088 (823) 9846 FAX 088 (823) 9036
E-mail 171701@ken.pref.kochi.lg.jp

9 企画提案書の作成

別途「高知県3D都市モデル整備委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に定める。

10 企画審査の方法等

別途「高知県 3D 都市モデル整備委託業務公募型プロポーザル審査要領」に定める。

11 審査結果

審査結果は、全ての参加者に文書で通知する。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象とする。

高知県情報公開条例

<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>

12 日程

令和7年5月29日（木）	説明会（WEB）
令和7年6月9日（月）	参加申込書の提出締切
令和7年6月20日（金）	質疑の提出締切
令和7年6月30日（月）	企画提案書の提出締切
令和7年7月7日（月）	1次審査結果通知
令和7年7月18日（金）	審査委員会
令和7年7月24日（木）	審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- （1）提出された書類は返却しない。
- （2）提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での当該業務における使用に限る。）することがある。
- （3）提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示する。なお、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となるため、参加者は提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式2により提出すること。

開示・非開示の判断は、別紙2により提出された具体的な理由を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断する。

高知県情報公開条例

<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>

- （4）契約者以外の企画提案の内容については、参加者の承諾なしに利用しない。

14 問合せ先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県土木部都市計画課（担当 武本、國方）

電話 088（823）9846 FAX 088（823）9036

E-mail 171701@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがある。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とする。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。
- (4) やむを得ない事情で日程等について変更が生ずる場合には、別途通知する。